

ベスト 07 月号懸賞問題解答・解説

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(4)	(3)	(4)	(3)	(5)	(3)	(3)	(4)	(3)	(1)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
93%	75%	98%	85%	93%	89%	89%	60%	82%	82%

- 1 人権享有主体性 正解 (4)
- (1) 正しい。 未成年者は成年者と違って成熟した判断能力を有しないことから、成年者とは異なった制約を受ける場合がある。例えば、18歳未満の者には選挙権が与えられていない（公職選挙法9条）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（最大判昭53・10・4マクリーン事件判決）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。外国人の入国・在留・再入国の自由は、国際慣習法上、原則として国家が自由に規制することができる（とされている）。
- (4) 誤り。 現代社会における法人その他の団体の果たす役割の重要性から、性質上可能な限り、法人にも人権享有主体性が認められる。判例も、法人の政治活動の自由について、法人の人権享有主体性を肯定している（最大判昭45・6・24八幡製鉄事件判決）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。例えば、特定の政党に加入する自由（憲法21条1項）、外国移住の自由・国籍離脱の自由（憲法22条）等は、天皇の象徴たる地位（憲法1条）から認められない。
- 2 違憲審査権 正解 (3)
- (1) 正しい。 違憲審査権は司法権に付随して行使されるものであるから（付随的審査制）、司法権を担当する下級裁判所もこれを行行使できる（最大判昭25・2・1）。
- (2) 正しい。 我が国の違憲審査権は、裁判所が具体的な争訟を前提にその解決に必要な範囲で違憲審査を行う具体的審査権（付随的審査制）であるから、裁判所が一般的・抽象的に法律等について合憲性を審査することはできない。
- (3) 誤り。 憲法81条が挙げている違憲審査権の対象は例示である。条約も日本国内では最高法規である憲法に反することは許されない等の理由から、違憲審査権の対象となるとする見解が有力である。
- (4) 正しい。 裁判所の「裁判」はその本質において一種の処分であるから、違憲審査の対象となる（最大判昭23・7・8）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（個別的効力説）。
- 3 地方公務員の服務上の義務 正解 (4)
- (1) 正しい。 服務の宣誓（地公法31条）を拒否することは、服務上の義務違反に該当し懲戒事由に当たる（同法29条1項2号）。
- (2) 正しい。 職員が職務専念義務を負う「勤務時間」（地公法35条）とは、

通常は条例に基づきあらかじめ定められた正規の勤務時間をいうが、時間外勤務、休日勤務等を命じられた場合は、これに服する時間も「勤務時間」に含まれる。

- (3) 正しい。 枝文のとおり（地公法 34 条 2 項）。
- (4) 誤り。 職員は、上司の職務上の命令に従う義務を負うが（地公法 32 条）、職務命令に重大かつ明白な瑕疵がある場合は、これに服することを要しない（最判昭 53・11・14、東京高判昭 49・5・8）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（地公法 33 条）。地方公務員は、公務及び職員に対する信頼を裏切らないように、信用失墜行為をしてはならない義務を負う。

4 警職法 正解 (3)

- (1) 正しい。 警職法 3 条 1 項は「保護しなければならない」と定めており、警察官に保護義務を負わせ、また、職務上の権限を付与している。
- (2) 正しい。 危険防止のための措置命令の対象となる者は、「危害を受ける虞のある者」であり、たまたまその場に居合わせただけで、事態の発生・収拾に責任のない者も含まれる。
- (3) 誤り。 任意手段である警告と異なり、制止は即時強制であるから、「犯罪がまさに行われようとする」場合であって、かつ、その行為により「人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞」がある場合に限って行うことができる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（「前 2 条」警職法 6 条 1 項）。
- (5) 正しい。 警棒は人を殺傷するためのものではないから、本法 7 条にいう「武器」には当たらない。

5 中止未遂 正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 29・1・20）。
- (2) 正しい。 多量の出血に驚いて殺人の実行行為を断念した場合は、一般人を基準とすれば、外部的障害により犯罪を中止したといえるため、「自己の意思により」中止したとはいえず、中止未遂は成立しない。
- (3) 正しい。 犯人自身が、結果の発生を防止するための真摯な努力をしていないので、「中止した」とはいえず、中止未遂は成立しない（大判昭 12・6・25）。
- (4) 正しい。 行為者が中止行為をしても他人の行為によって結果の発生が防止されたような場合は、中止行為と結果不発生の因果関係が認められず、中止犯は成立しない。
- (5) 誤り。 中止未遂は未遂犯の一種であるから、犯罪が既遂に至った場合は刑法 43 条ただし書の適用はない。

6 業務に対する罪 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。直接には特定の少数人に対して告知したにすぎない場合であっても、結果として不特定又は多数人に伝播されることに

- なれば「流布」に当たる（大判大5・12・18）。
- (2) 正しい。判例は、強制力を行使する権力的公務は、業務妨害罪における「業務」に当たらないとしている（最決昭62・3・12）。警察官の行う追跡行為は強制力を行使する権力的公務なので、業務妨害罪の「業務」に当たらず、偽計業務妨害罪（刑法233条後段）は成立しない。
 - (3) 誤り。本罪の業務は、業務の基礎となっている契約が無効であるとか、行政上要求される免許を欠いている場合であっても、そのことによって必ずしもその業務性が否定されるものではない。したがって、例えば、行政上の許可を得ていない者の浴場営業なども、本罪における「業務」に当たる（東京高判昭27・7・3）。
 - (4) 正しい。業務妨害罪（刑法233条後段、234条）における「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づいて、反復・継続して行う事務をいう。自動車の運転が娯楽のために行われる場合には、継続して行う事務とはいえないので、業務妨害罪の「業務」に当たらない。
 - (5) 正しい。枝文のとおり。業務妨害罪の成立には、現実に業務を妨害されたことを必要としない（抽象的危険犯）。

7 強盗罪

正解（3）

- (1) 正しい。枝文のとおり（刑法239条）。
- (2) 正しい。強盗罪の「強取」といえるためには、財物奪取の意思に基づく暴行・脅迫が必要であるから、枝文の暴行は「強取」に当たらない。
- (3) 誤り。強盗罪が成立するには、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を加えられれば足り、相手方が現実に反抗を抑圧されたかどうかを問わない。例えば、被害者が極めて豪胆な人物で、暴行・脅迫により反抗を抑圧されなかったとしても、強盗既遂罪（刑法236条）が成立する（最判昭23・6・26）。
- (4) 正しい。枝文のとおり。暴行・脅迫の相手方は、財物の強取について障害となる者であれば足り、必ずしも財物の所有者又は占有者であることを要しない（大判大1・9・6）。
- (5) 正しい。判例は、強盗の手段たる暴行・脅迫により死傷の結果が生じた場合に限らず、強盗の機会に死傷の結果が生じることで足りるとしている（最判昭24・5・28）。

8 任意捜査

正解（4）

- (1) 正しい。判例は、枝文のような場合、通常、人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所における撮影であって、適法な捜査活動としている（最決平20・4・15）。
- (2) 正しい。枝文のような場合、憲法13条に由来するみだりに撮影されない自由が侵害されることに加えて、住居の平穏を害し憲法35条の保障をも侵害するものであるから、強制処分にあたり無令状で行うことはできない。
- (3) 正しい。判例は、対話の相手方の知らないうちに、捜査機関がその会話

を録音することは、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容されるとする（千葉地判平3・3・29）。

- (4) 誤り。 おとり捜査とは、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するものである（最決平16・7・12）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（最決平20・4・15）。

9 証拠 正解（3）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。実質証拠の具体例としては、押収された凶器や被告人の自白が挙げられる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。供述証拠の具体例としては、証人の証言や、供述調書が挙げられる。
- (3) 誤り。 判例は、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときには、前科証拠を証拠とすることが許されるとしている（最判平24・9・7）。
- (4) 正しい。 判例は、排除の基準として①違法の重大性と②排除の相当性を掲げている（最判昭53・9・7）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（最判昭42・12・21）。

10 被疑者国選弁護人制度 正解（1）

- (1) 誤り。 裁判官は、被疑者国選弁護人制度の対象事件について被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる（刑訴法37条の4）。
- (2) 正しい。 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに弁護人を選任することができる旨を伝えなければならず（刑訴法203条1項）、被疑者国選弁護人制度対象事件の場合には、この弁護人選任権の告知に当たって、被疑者に対して、本制度について教示しなければならない（同条3項）。これは、緊急逮捕、現行犯逮捕の場合も同様であるが（刑訴法211条、216条）、身柄不拘束の被疑者に対しては、このような教示義務は負わない。
- (3) 正しい。 死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない（刑訴法37条の2第1項）。この請求は、該当事件について勾留を請求された被疑者も行うことができる（同条2項）。
- (4) 正しい。 公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解任は、裁判官がこれを行う（刑訴法38条の3第4項）。したがって、被疑者自らが国選弁護

護人を解任することはできない。なお、公訴の提起後については裁判所が行うこととなる（同条1項）。

- (5) 正しい。 国選弁護人を付与するのは裁判官であって、被疑者が特定の弁護士を指名して国選弁護人の選任を請求することはできない。